

提出必要

水道局と給水契約があるテナントビル等建物の所有又は管理者 様用

誓約書

私は、大阪市水道局の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金等の特例減免制度（以下「特例減免」という。）に基づき、特例減免申請を行うにあたり、次の内容について、すべて誓約いたします。

記

- (1) 記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
- (2) 大阪市水道局（事務を委託する事業者を含む）に求められる関係書類の提出、補正、事情聴取、立入検査等の調査に応じます。
- (3) 減免の決定を受けた場合、減免の承認を受けた飲食店等に水道料金等の還付又は請求額の減額を行います。
- (4) 減免の決定が取消された場合には、減免された水道料金等の支払い又は還付された水道料金等の返還とその徴収に要する費用等の支払いに応じます。
- (5) 申請内容に関する調定番号や振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、申請者に確認のうえ大阪市水道局（事務を委託する事業者を含む）が補正することを認めます。
- (6) 申請等の記載に誤りがあり還付金が振込不能となった場合に、大阪市水道局が指定する期限までに申請等を修正しなかったときは、還付金を今後の水道料金等の支払いに充てることを認めます。
- (7) 申請した情報を、大阪市暴力団排除条例第13条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。
- (8) 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。

年 月 日

大 阪 市 長
大阪市水道局長

申請者住所
(住所又は事務所所在地)

商号又は名称

申請者氏名
(氏名又は代表者氏名)
